

財務省第11入札等監視委員会
令和元年度 第3回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和2年3月23日(月) 高松国税局第一会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 安井 敏晃 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 久保 誉一 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)	
審議対象期間	令和元年10月1日(火)～令和元年12月31日(火)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	契約件名: 高松国税総合庁舎別館照明改修工事 契約相手方: 株式会社パルックス(法人番号4370001003861) 契約金額: 2,695,000円 契約締結日: 令和元年12月20日 担当部局: 高松国税局
		契約件名: 令和元年度坂出住宅外壁その他改修工事 契約相手方: 株式会社西日本工業(法人番号2260001005111) 契約金額: 47,520,000円 契約締結日: 令和元年10月2日 担当部局: 四国財務局
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名: 納税者に対する応接及び確定申告書等作成用パソコンの操作補助事務等に係る労働者派遣業務(第3グループ・愛媛県) 契約相手方: 株式会社フルキャスト(法人番号3010701023915) 契約金額: 8,515,001円 契約締結日: 令和元年12月9日 担当部局: 高松国税局
		契約件名: 令和元年度土地境界確定測量等業務委託(四万十市安並) 契約相手方: 田邊満夫土地家屋調査士事務所 契約金額: 3,993,000円 契約締結日: 令和元年12月2日 担当部局: 四国財務局
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	—	—
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「高松国税総合庁舎別館照明改修工事」 契約相手方：株式会社パルックス 契約金額：2,695,000円 契約締結日：令和元年12月20日 担当部局：高松国税局</p> <p>予定価格の算定根拠を示していただきたい。</p> <p>入札参加者が2者しかいなかった原因はあるのか。</p>	<p>予定価格については、設計業者が作成した数量算出調書を基にして、最新の「建設物価」や「建築コスト情報」等の積算資料を活用して積算を行った。</p> <p>入札参加可能業者に対して声掛け等は行ったものの開札が12月であったこともあり、他の工事を抱えて参加する余裕が無い業者が多かったのではないかと考えられる。</p>
<p>【案件2】 「令和元年度坂出住宅外壁その他改修工事」 契約相手方：株式会社西日本工業 契約金額：47,520,000円 契約締結日：令和元年10月2日 担当部局：四国財務局</p> <p>低入札となった理由について何があるのか。</p> <p>調査基準価格以下の入札に関する調書の経営状況等の項目で、特段の問題は見受けられないとしているが、どのように確認したのか。</p>	<p>競争参加資格要件の建築一式工事の「D」等級の業者間では、県外からの応札者がみられるなど価格競争が激しく、受注優先の傾向にあり低価格となったと思われる。</p> <p>調査資料で、過去3年分の経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の提出を求めており、その内容で確認している。</p>

【案件3】

「納税者に対する応接及び確定申告書等作成用パソコンの操作補助事務等に係る労働者派遣業務（第3グループ・愛媛県）」

契約相手方：株式会社フルキャスト

契約金額：8,515,001円

契約締結日：令和元年12月9日

担当部局：高松国税局

パソコン業務のサポート効果により、申告相談会場に来る納税者の数は減少しているのか。

来署による納税者数の減少を想定して、派遣職員の従事時間数を計画しているのか。

【案件4】

「令和元年度土地境界確定測量等業務委託（四万十市安並）」

契約相手方：田邊満夫土地家屋調査士事務所

契約金額：3,993,000円

契約締結日：令和元年12月2日

担当部局：四国財務局

安並運動公園のような用途廃止された旧法定外公共物はどのくらいあるのか。

売却するまでの間は、無償で貸しているのか。

国税庁では、納税者サービスの向上の観点からID・パスワード方式の導入やスマホ申告の利用対象者の拡大など自宅等からの申告を推進している。申告相談会場に来られる納税者については、パソコン操作補助事務により翌年は自宅等で申告ができるようになってもらえるようパソコン操作のサポートを行っている。

このような取組の効果もあり、来署による納税申告数は前年に比べて減少している。

来署による納税者数の減少を勘案して、派遣職員の従事時間数も連動させて計画している。

法定外公共物の総面積は、旧建設省の行った調査の推計では約4,300K㎡とされており、おおよそ山梨県の面積に匹敵している。このうちのほとんどを占める機能のある法定外公共物については、既に市町村に譲与されている。

用途廃止された機能のない旧法定外公共物については、国有財産として財務省が管理処分しているが、全体でどの程度存在するかについては、実態把握されていないのが現状である。

売買契約時に使用していた期間の使用料を徴収している。なお、使用期間が10年間を超える場合は、10年を超える部分の使用料が消滅時効にかかるため、最大で10年間の使用料を徴収している。

用途廃止後、売却までにかかなりの時間を要しているが、用途廃止申請と売却に手続上の関連性はないのか。例えば、買い受けることを条件に用途廃止を行うなど。

本件については、売却までにかかなりの時間を要しているが、市に対してはこれまでも機会あるごとに買い受けるよう折衝をしてきたところである。

また、用途廃止手続は、旧建設省が行っているものであり、その後普通財産になったものを、財務省が引き継ぎ、国有財産として管理処分していることから、買い受けることを条件に用途廃止を行うといった手続上の関連性はない。

なお、本件については、用途廃止から売却までに時間を要しているが、ほとんどの案件については用途廃止からそれほど時間を要することなく売却されている。